

報告第 15 号

専決処分の報告について（除雪事故に係る損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 7 月 22 日報告

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第 12 号

専 決 処 分 書

除雪事故に係る物件損害に対する損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 25 日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|---|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和 8 年 1 月 25 日 午前 9 時頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市北中町 |
| 4 事故の概要 | 鯖江市の除雪委託業者が、除雪作業中に相手方の住宅の石垣を
損傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 38,500 円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を 5 のとおりとし、
両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または
訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において物件損害を与えたので、損害賠償および和解をする。